



栃木県公報

平成27年
3月31日(火)
号外
第30号

目次

条 例

○栃木県県税条例等の一部改正..... 2

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県県税条例等の一部改正（栃木県条例第29号）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 法人事業税関係

(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に係る資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の税率を次のとおり見直すこととしました。（栃木県県税条例第56条関係）

ア イ以外の法人

付加価値割	100分の0.72（現行100分の0.48）	
資本割	100分の0.3（現行100分の0.2）	
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.1（現行100分の3.8）
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4.6（現行100分の5.5）
	所得のうち年800万円を超える金額	100分の6（現行100分の7.2）

イ 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

付加価値割	100分の0.72（現行100分の0.48）
資本割	100分の0.3（現行100分の0.2）
所得割	100分の6（現行100分の7.2）

(2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に係る資本金1億円超の普通法人の法人事業税の特例措置について、所得割の税率を次のとおり引き下げることとしました。（栃木県県税条例附則第24条の2関係）

ア イ以外の法人

所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.6（現行100分の2.2）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.3（現行100分の3.2）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.1（現行100分の4.3）

イ 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

所得金額	100分の3.1（現行100分の4.3）
------	----------------------

2 不動産取得税関係

住宅又は土地を取得した場合の税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとしました。（栃木県県税条例附則第25条関係）

3 狩猟税関係

特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置等を講ずることとしました。（栃木県県税条例附則第30条関係）

4 地方消費税関係

税率の78分の22（現行63分の17）への引上げの施行期日を平成29年4月1日とすることとしました。（栃木県県税条例の一部を改正する条例附則第1項関係）

5 所要の規定の整備をすることとしました。

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十九号

栃木県県税条例等の一部を改正する条例

（栃木県県税条例の一部改正）

第一条 栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

附則第二十四条の二中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

附則第二十五条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第二十六条中「附則第十一条の四第二項」の下に「及び第五項」を加える。

附則第三十条を次のように改める。

（狩猟税の税率の特例）

第三十条 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の

登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第六条第一項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第六十一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項（指定管理鳥獣捕獲等事業）又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号（認定の実施）に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。）に係るものを除く。）として、鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。

（栃木県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 栃木県県税条例の一部を改正する条例（平成二十四年栃木県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（法人の事業税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の栃木県県税条例（以下「新条例」という。）第五十六条第一項及び第三項並びに附則第二十四条の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人（他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第五十五条第一号イに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。以下この条において「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、新条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた新条例第五十六条第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新条例第五十八条の規定によつて納付すべき事業税額（以下この条において「事業税額」という。）から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第五十五条第一号イに規定する付加価値額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。第四項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における第一条による改正前の栃木県県税条例（以下「旧条例」という。）第五十六条第一項第一号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ロに規定する資本金等の額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。第四項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第一項第一号ロに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ハに規定する所得を新条例第五十六条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定によ

り区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成二十七年三月三十一日現在における当該区分に應ずる旧条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた旧条例第五十六条第一項第一号ハの表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

- 3 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
- 4 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人(他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、新条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた新条例第五十六条第三項第一号に規定する合計額(次項において「基準法人事業税額」という。)が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
 - 一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第三項第一号イに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)
 - 二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第三項第一号ロに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)
 - 三 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の金額(当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた旧条例第五十六条第三項第一号ハに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

5 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新条例附則第二十五条及び第二十六条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第三十条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

2 施行日から平成二十七年五月二十八日までの間における新条例附則第三十条の規定の適用については、同条第一項中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護法」と、「鳥獣保護管理法第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項」と、「鳥獣保護管理法の」とあるのは「鳥獣保護法の」と、「鳥獣保護管理法第二条第九項（定義等）」とあるのは「鳥獣保護法第二条第五項（定義）」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九条第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項」と、「鳥獣保護管理法第十四条の二第九項（指定管理鳥獣捕獲等事業）又は鳥獣被害防止特措法」とあるのは「鳥獣被害防止特措法」と、「いい、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号（認定の実施）に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。）に係るものを除く」とあるのは「いう」とする。

（この条例の失効）

第五条 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他新法、改正法第三条の規定による改正後の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）又は改正法第六条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定の内容が当該規定に対応する新条例又は第二条の規定による改正後の栃木県県税条例の一部を改正する条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

（税務課）